

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和6年7月9日

（名称） 松山市地域公共交通会議

（代表者名） 会長 石井 朋紀

1. 生活交通改善事業計画の名称

令和6年度 生活交通改善事業計画

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

本市では、少子高齢社会の進展、特に高齢者人口の増加にともない、鉄道や路線バス等の利用が難しい高齢者や障がい者等に対応するため、タクシーのドア・ツー・ドアによる移動手段の確保が重要な課題となっている。そのため、福祉タクシー車両を導入し、高齢者や障がい者等が福祉タクシーを利用しやすい環境を整備する必要がある。

国は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の基本方針において令和7年度までに全国で約90,000台の福祉タクシーの導入を目標に掲げており、本市では約363台（人口比）の目標になるが、市内に営業所を置く事業者による福祉タクシーの車両数は、現在99台（令和6年6月現在）であるほか、松山市消防局認定の患者等搬送車両は28台（うち車椅子専用車13台）（令和5年12月現在）しか導入されていないため、更なる増車を必要とする必要がある。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

（1）事業の目標

本市では、令和6年6月時点において、99台の福祉タクシー車両が導入されている。

また、国は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三条第一項の規定に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和7年度までに全国で約90,000台の福祉タクシーを導入することを目標として掲げている。

本市においても、市内を運行するタクシー事業者の福祉タクシー導入を促進し、より一層のバリアフリー化を図る。

（2）事業の効果

福祉タクシー車両を増車することにより、鉄道や路線バスの利用が難しい高齢者や障がい者等の移動の円滑化を図ることが可能となり、ドア・ツー・ドアによる輸送サービスの拡大が期待できる。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

（内容）

＜事業実施事業者：アトムタクシー有限会社＞

○福祉車両2台【スロープ付き車両2台】を新たに購入し増車する。

○また、利用者の介添も行うことから、乗務員は介護職員初任者研修課程修了の有資格者・患者等搬送乗務員証取得者に限定し、ハード、ソフト両面からタクシーの利便性を高める。

（平成23年11月16日 松山市と「災害時における搬送業務の協力に関する協定」締結）

(実施事業者(補助対象事業者)の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について)

※3区分すべてについて記載すること

・身体・・・1割引 ・知的・・・1割引 ・精神・・・1割引 ・被爆手帳・・・1割引

(2) 関連事項(以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載)

〈バス車両の導入に係る事業〉
該当なし

〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉
特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)第11条に定める特定地域における特定事業計画の提出状況。
○アトムタクシー有限会社 平成14年11月26日認定

〈バスターミナルに係る事業〉
該当なし

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和6年度(当該年度)

| 事業の名称 | 総事業費 割合 | 国費 割合 | 都道府県負担 割合 | 市区町村負担 割合 | 事業者負担 割合 |
|----------------------------|------------|----------|--------------|--------------|-------------|
| 福祉タクシー 車両導入(ス ロープ付き) | 5,989千円 | 1,200千円 | 1,258千円 | 千円 | 3,531千円 |
| | 100% | 20% | 21% | % | 59% |

※総事業費については見込み額を記載
※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印(←→)、または横棒線(——)で記載。
●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

| 事業の名称 | 令和6年度 | | | | 令和7年度 | | | | 令和8年度 | | | |
|------------------------------|-----------------|----|-----|----|-----------------|----|-----|----|-----------------|----|-----|----|
| | 4月 | 9月 | 12月 | 3月 | 4月 | 9月 | 12月 | 3月 | 4月 | 9月 | 12月 | 3月 |
| 福祉タクシー車両 導入(スロープ付 き車両) | 9月1日着手(2台) ● | | | | 9月1日着手(1台) ● | | | | 9月1日着手(1台) ● | | | |
| | 2月28日完了 ● | | | | 2月28日完了 ● | | | | 2月28日完了 ● | | | |

7. 協議会の開催状況と主な議論

| | |
|--------------|--------------------|
| ・令和 2年 3月 開催 | 令和2年度計画について合意 |
| ・令和 3年 1月 開催 | 令和元年度計画の事業評価について合意 |
| ・令和 3年 8月 開催 | 令和3年度計画について合意 |
| ・令和 4年 1月 開催 | 令和2年度計画の事業評価について合意 |
| ・令和 5年 1月 開催 | 令和3年度計画の事業評価について合意 |
| ・令和 5年 6月 開催 | 令和5年度計画について合意 |

8. 利用者等の意見の反映

アトムタクシー有限会社の利用者に、本計画のアンケートを実施したところ、福祉タクシーの台数を増加してほしい旨の要望が多かった。

9. 協議会メンバーの構成員

| | |
|----------------|---|
| 関係都道府県 | 愛媛県中予地方局 地域政策課 |
| 関係市区町村 | 松山市都市整備部長、関係各課長 |
| 交通事業者・交通施設管理者等 | 伊予鉄バス株式会社 愛媛県警察本部交通部交通規制課課長 |
| 地方運輸局 | 四国運輸局愛媛運輸支局 |
| その他協議会が必要と認める者 | 一般社団法人愛媛県バス協会、 一般社団法人愛媛県ハイヤー・タクシー協会、 松山市タクシー協会、利用者代表等 |

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

(所 属) 松山市都市・交通計画課

(氏 名) 越智 さくら

(電 話) 089-948-6448

(e-mail) toshi-kou@city.matsuyama.ehime.jp